

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府城陽市奈島生口18番地		平成23年9月29日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 黒川ダイドウ株式会社 代表取締役 多田良人 電話0774-55-0601					
主たる業種	繊維工業(綿布の染色整理業)						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 2条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 2条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 2条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー消費設備の点検、改善を行いさらに省エネルギー設備の設置と充実を図ることにより平成25年度の温室効果ガス排出量を5%以上削減する。						
計画を推進するための体制	代表取締役を委員長とする省エネ委員会を設置し、実施計画の策定を行い各職場における進捗状況を管理する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,541.3 トン	10,371.9 トン	10,317.8 トン	10,263.8 トン	-2.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,541.3 トン	10,371.9 トン	10,317.8 トン	10,263.8 トン	-2.1 パーセント	
目標の根拠		蒸気駆動式コンプレッサーの導入とエネルギー消費設備の稼働方法の改善					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量=10000)	5.63	5.40	5.37	5.34	-4.17 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		適正な蒸気の使用を行い省エネルギー設備の導入により5%の削減をめざす					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		16.0 パーセント	55.0 パーセント	88.0 パーセント	94.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	省エネルギー設備の導入、エネルギー消費設備の稼働改善					
	(24)年度	省エネルギー設備の効率アップ、エネルギー消費設備の稼働改善					
	(25)年度	省エネルギー設備の効率アップ、エネルギー消費設備の稼働改善					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	可能な限り公共交通機関を利用するよう周知する。					
	上記の措置を採用する理由	会社の立地状況、勤務体制等により全面的な公共交通機関の利用は困難と考えます。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	繊維製品の加工において省エネルギーとなる生産工程や染料、薬剤の採用によりエコ商品の開発に力を注いでいます。						
特記事項	平成20年7月に同業種間で大同マルタ染工機との経営統合を行いまして、平成22年度頃より生産状況が安定して来ましたので、この年を排出量の基準年度としました。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。